

# 民間資金等活用事業推進委員会 第29回計画部会

---

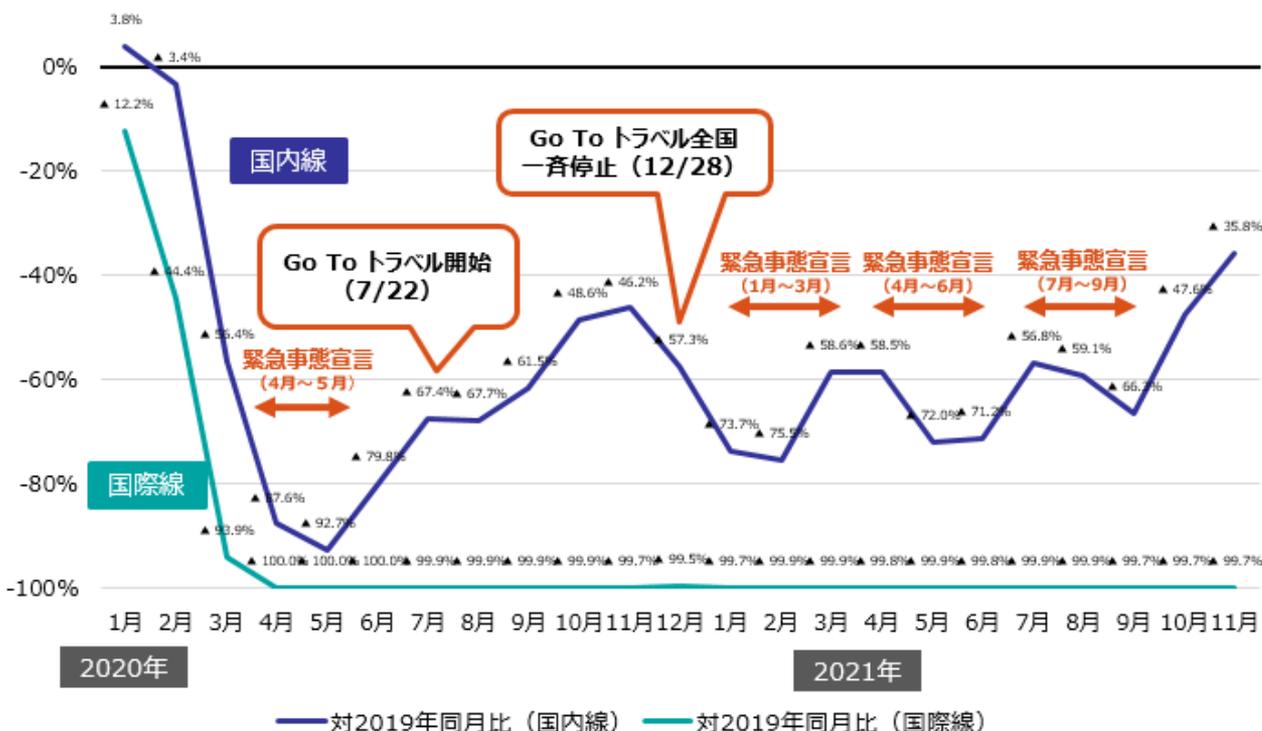
令和4年1月28日  
国土交通省

## ○コンセッション空港における新型コロナウイルス感染症の影響

- 新型コロナウイルスの影響により、緊急事態宣言下の昨年5月を底として**航空需要が大幅に減少**。2021年末に回復傾向を見せたが、変異株の登場により引き続き厳しい状況。
- 国内線：最初の緊急事態宣言以降旅客数が緩やかに回復しているものの、2021年11月時点で対2019年同月比35.8%減と**影響が長期化**。
- 国際線：対2019年同月比ほぼ100%の旅客数の**減少が継続**。
- 空港会社の減収率：  
2020年度の売上高は対2019年度比で、高松空港(株)約**51%減**、仙台国際空港(株)約**57%減**、福岡国際空港(株)は約**66%減**。免税店収入等売上への貢献度の大きい国際線の回復が遅れており、引き続き厳しい状況が見込まれる。

2020～2021年におけるコンセッション空港(※)の旅客数推移

※新千歳空港・仙台空港・高松空港・福岡空港・熊本空港の合計



出典：東京航空局・大阪航空局HP

コンセッション空港の収支状況

	＜売上高＞ (億円)		
	'19年度	'20年度	対前年比
北海道	-	320.8	-
仙台	57.5	24.7	▲ 32.7
高松	14.8	7.2	▲ 7.5
福岡	434.4	146.1	▲ 288.3
熊本	-	20.1	-

	＜当期純利益＞ (億円)		
	'19年度	'20年度	対前年比
北海道	-	▲ 261.5	-
仙台	▲ 0.4	▲ 15.1	▲ 14.7
高松	3.5	▲ 12.8	▲ 16.3
福岡	▲ 93.2	▲ 219.7	▲ 126.6
熊本	-	▲ 16.0	-

(※北海道、熊本は2020年度より空港運営事業開始)

出典：各社HP

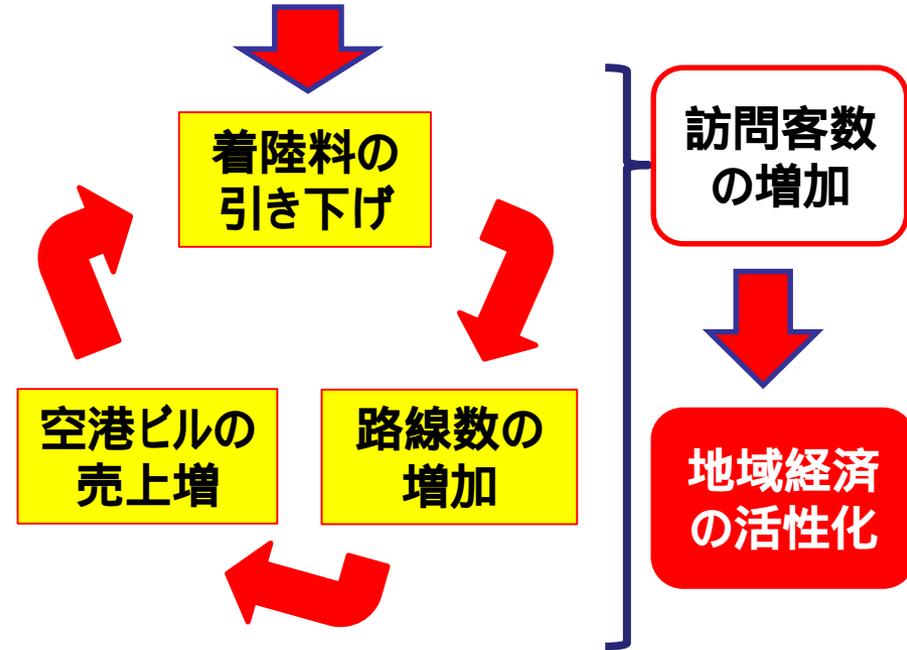
# 1. 公共施設等運営事業の推進施策の取組方針(空港分野)

我が国の国管理空港は各施設の運営主体がバラバラ

「公共施設等運営事業(コンセッション)」による  
経営一体化

- 滑走路等と空港ビル等の経営一体化
- 民間の資金とノウハウを活用した空港運営

施設等所有者	国		民間
	管制	滑走路等	空港ビル等
運 営	国	国	三セク等
	継続	運営権の設定	譲渡
	国	民間による一体運営	



## 【今後の取組方針】

- 空港における公共施設等運営事業(空港コンセッション)は、民活空港運営法に基づき民間による滑走路等と空港ビル等の一体経営を実現し、着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、内外の交流人口拡大等により空港や地域の活性化を図るための有力な手法。
- これまで地方管理空港を含め、19空港においてコンセッションを導入。  
地域の意向を踏まえつつ、地元自治体などの関係者との緊密な調整を行った上で、今後も引き続きコンセッションの導入を推進。

## 1. 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

### 技術的助言や意見交換会の実施

- 事業を開始している自治体や事業開始に向けて取組んでいる自治体に対し、技術的助言等の支援を実施。
  - 事業実施に向けた具体的な取組が進捗している都市等に対し、定期的な意見交換・助言等を実施。
- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会（PPP/PFI検討会）」の開催**
- 全国より265の地方公共団体が参画（R3.12末時点）。また、「民間セクター分科会」を年間1回程度開催。

### 官民連携相談窓口「げすいの窓口」設置

- 地方公共団体の担当者のからの相談・質問等を受けるための相談窓口（げすいの窓口）を設置。

### 首長に対するトップセールス

- コンセッションをはじめとするPPP/PFI手法の導入を促すため、首長等に対する働きかけを実施。

### 各種ガイドラインの整備

- 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（H29.1） 令和4年度改正予定
- 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（H31.3） 令和3年度改正予定

## 2. 財政的支援

### 準備事業の支援（モデル都市に対する支援）

- コンセッションを含む先進的なPPP/PFI事業の導入に前向きな自治体に対してスキーム検討や事後検証等の支援を実施

### 社会資本整備総合交付金等の交付対象

- 下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施

## 3. 導入検討等の要件化

### 社会資本整備総合交付金の交付要件とし確実に運用

- 人口20万人以上の地方公共団体における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討
- 人口20万人以上の地方公共団体における下水汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化
- 広域化・共同化計画策定の検討に着手し、令和4年度末までに策定
- 人口3万人以上の地方公共団体については令和2年度以降、人口3万人未満の地方公共団体においては令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること

### 【今後の取組方針】

○現行アクションプランに記載されている施策について引続き取り組みを継続し、案件形成に向けた取り組みを推進していく方針。

# 1. 公共施設等運営事業の推進施策の取組方針 (道路分野)

## 【現在の取組概要】

発注者	愛知県道路公社	<p style="text-align: center;">対象路線図</p> 																														
対象路線	愛知県道路公社が管理する8路線 (右図参照)																															
事業内容	対象路線の維持管理・運營業務 改築業務 (知多4路線) 附帯事業及び任意事業																															
運営権者	<p style="text-align: center;"><b>愛知道路コンセッション株式会社</b></p> (参考)優先交渉権者「前田グループ」 代表企業: 前田建設工業株式会社 構成企業: 森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、 大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社 連携企業: Macquarie Corporate Holdings Limited	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>延長 (km)</th> <th>料金徴収期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>20.9</td> <td>S45.7.15 ~ R28.3.31</td> </tr> <tr> <td>南知多道路</td> <td>19.6</td> <td>S45.3.1 ~ R28.3.31</td> </tr> <tr> <td>知多横断道路</td> <td>8.5</td> <td>S56.4.1 ~ R28.3.31</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港連絡道路</td> <td>2.1</td> <td>H17.1.30 ~ R28.3.31</td> </tr> <tr> <td>衣浦トンネル</td> <td>1.7</td> <td>S48.8.1 ~ R11.11.29</td> </tr> <tr> <td>猿投グリーンロード</td> <td>13.1</td> <td>S47.4.1 ~ R11.6.22</td> </tr> <tr> <td>衣浦豊田道路</td> <td>4.3</td> <td>H16.3.6 ~ R16.3.5</td> </tr> <tr> <td>名古屋瀬戸道路</td> <td>2.3</td> <td>H16.11.27 ~ R26.11.26</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>72.5</td> <td>S45.3.1 ~ R28.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	延長 (km)	料金徴収期間	知多半島道路	20.9	S45.7.15 ~ R28.3.31	南知多道路	19.6	S45.3.1 ~ R28.3.31	知多横断道路	8.5	S56.4.1 ~ R28.3.31	中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30 ~ R28.3.31	衣浦トンネル	1.7	S48.8.1 ~ R11.11.29	猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1 ~ R11.6.22	衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6 ~ R16.3.5	名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 ~ R26.11.26	全体	72.5	S45.3.1 ~ R28.3.31
路線名	延長 (km)		料金徴収期間																													
知多半島道路	20.9		S45.7.15 ~ R28.3.31																													
南知多道路	19.6		S45.3.1 ~ R28.3.31																													
知多横断道路	8.5	S56.4.1 ~ R28.3.31																														
中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30 ~ R28.3.31																														
衣浦トンネル	1.7	S48.8.1 ~ R11.11.29																														
猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1 ~ R11.6.22																														
衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6 ~ R16.3.5																														
名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 ~ R26.11.26																														
全体	72.5	S45.3.1 ~ R28.3.31																														
運営権対価 (8路線合計)	1,377.0億円 (税抜) (参考)公社予定最低価 うち一時金 150.0億円 (税抜) 1,219.77億円 (税抜) うち一時金 150.0億円 (税抜)																															
事業期間	平成28年10月1日～料金徴収期間満了まで (最大約30年)																															
特徴	愛知県道路公社の公社管理道路運営事業は、近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携し、当該道路の利便増進を図るとともに、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な債務の償還を図ることを目的とする。																															

## 【公社における横展開の状況】

### 1. 横展開等の状況

現在、H28.10から開始された愛知県道路公社の先行事例について国、愛知県、愛知県公社及び運営会社である愛知道路コンセッション株式会社(以下「ARC」)において以下の通り横展開を図ってきたところであり、引き続き情報提供を実施

国土交通省

・全国の地方道路公社が集まる全国地方道路公社連絡協議会等において愛知県の事例を周知。

愛知県及び  
公社

・全国地方道路公社連絡協議会においてコンセッションを行っている路線・SAの現地視察を行いコンセッション事業について概要を説明。その他、セミナーでも事例の周知。

A R C

・産・学・官などの担当者が集まるコンセッション事業推進セミナー等で事例を周知。

### 2. 他の地方道路公社の状況

他の地方道路公社に対し、コンセッション導入可能性を確認するため、各公社における検討状況等について調査を実施した結果、挙げられた主な課題は以下のとおりであり、現時点で具体的にコンセッションの導入意向を有する公社はなし

事業規模が小さい

- ・1路線しかない、路線延長が10km未満であるなど、事業規模が小さい。
- ・複数路線管理しているが各路線が離れており、スケールメリットが出にくい。
- ・SA・PAの規模・収入も非常に少ない。SA・PA自体がないところもあるため、民間事業者の発意による利用者のサービス向上となるような事業が出来ない。
- ・周辺で新たに大規模開発が行えるような立地がない。

収支状況が悪い

- ・収支状況が計画を下回る路線があり、そのような路線に民間事業者が参入するメリットが小さい。
- ・地域の人口、企業数が減少傾向にあり、今後の増収も見込めない。

料金徴収期間が短い

- ・料金徴収期間終了後は無料開放することが前提。残る料金徴収期間が短く、民間事業者にとっても参入のメリットが小さい。

## 【コンセッションの活用を可能とした新制度】

### 特定車両停留施設

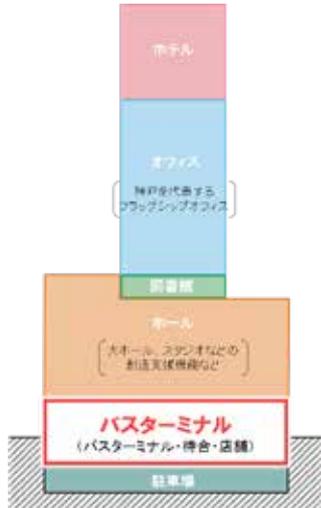
交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として、新たに位置付け(令和2年道路法改正)

○ 施設運営については、コンセッション(公共施設等運営権)制度の活用を可能とする

#### 事業者専用の道路施設の構築

バス、タクシー、トラック等を停留させるための「**特定車両停留施設**」を、新たに道路附属物として位置付け(道路法第2条)

○ 道路管理者が停留料金を徴収できることとする 等



[再開発ビル内に設置する場合の構成のイメージ]



[バス待合空間のイメージ]



[バス乗降空間のイメージ]

出典 国道2号神戸三宮駅前空間事業計画「中間とりまとめ」(概要)  
<特定車両停留施設のイメージ>

#### 維持管理・運営における民間ノウハウの活用

特定車両停留施設に「**コンセッション(公共施設等運営権)制度**」の活用を可能とする(道路法第48条の40)

○ 運営権者が利用料金を収受できることとする

○ 協議の成立(契約の締結等)により占有許可とみなす 等  
収入の多様化により民間事業者の参入が容易に

<集約公共交通ターミナル(バスタ)における事業スキームイメージ>



## 【今後の取組方針】

○ 道路分野として新たにバスタを対象として、コンセッションをはじめとする地域活性化等の効果が大きいPPP/PFIに取り組む。

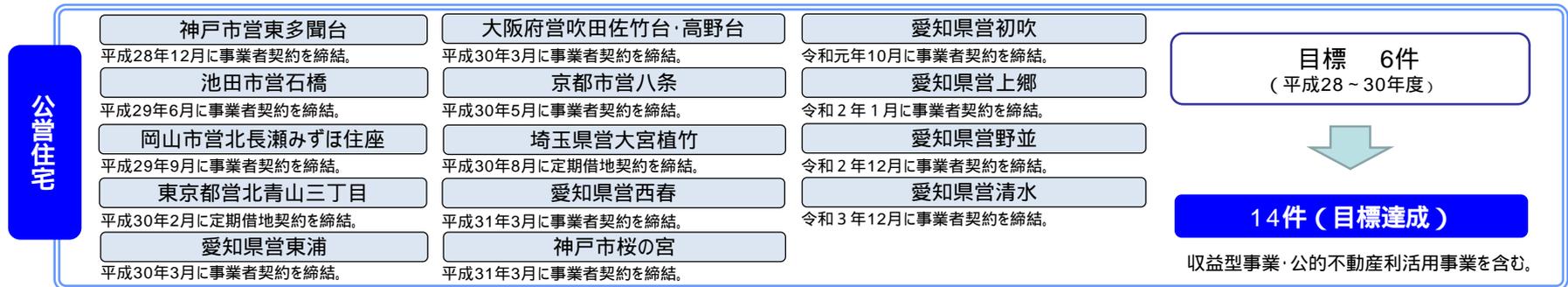
## 【現状の取組】

- PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)に基づき、PPP/PFI手法の導入へ支援等を実施。
- 重点分野における事業契約締結目標について、目標は達成し着実に進捗(事業契約件数14件(R3.12時点))。

## 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)」掲載施策の進捗状況

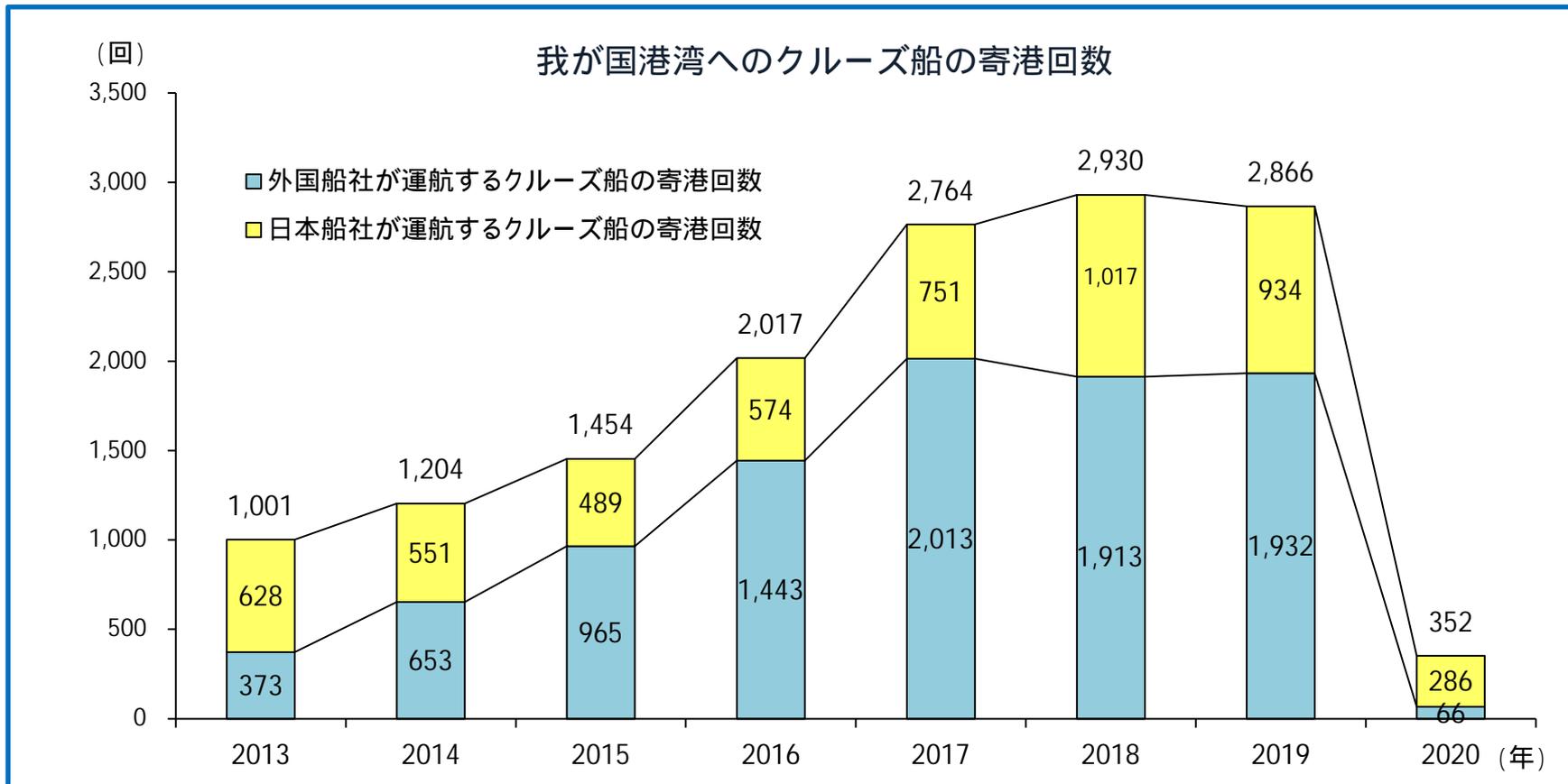
- 地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業(基本構想検討に対する支援)を実施。
- 社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化。
- 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、
  - ・平成28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化
  - ・平成29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化
  - ・平成31年度より、政令指定都市で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化を行い、事業を実施。

## 公共施設等運営事業等の重点分野の進捗状況



## 【今後の取組方針】

- 引き続きPPP/PFI手法の導入へ支援等を実施。
- 社会資本整備総合交付金等の基幹事業として令和4年度以降に新規着手する公営住宅の整備において、原則1,000戸以上の整備を行う場合には、PPP/PFI手法の導入検討を要件化予定。



出典: 港湾管理者への聞き取りを基に国土交通省港湾局作成

**【今後の取組方針】**

○新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を引き続き強く受けている分野であり、令和2年3月から我が国港湾への国際クルーズの寄港がない状況が続いているため、今後の動向等を見極めつつ、対応して参りたい。

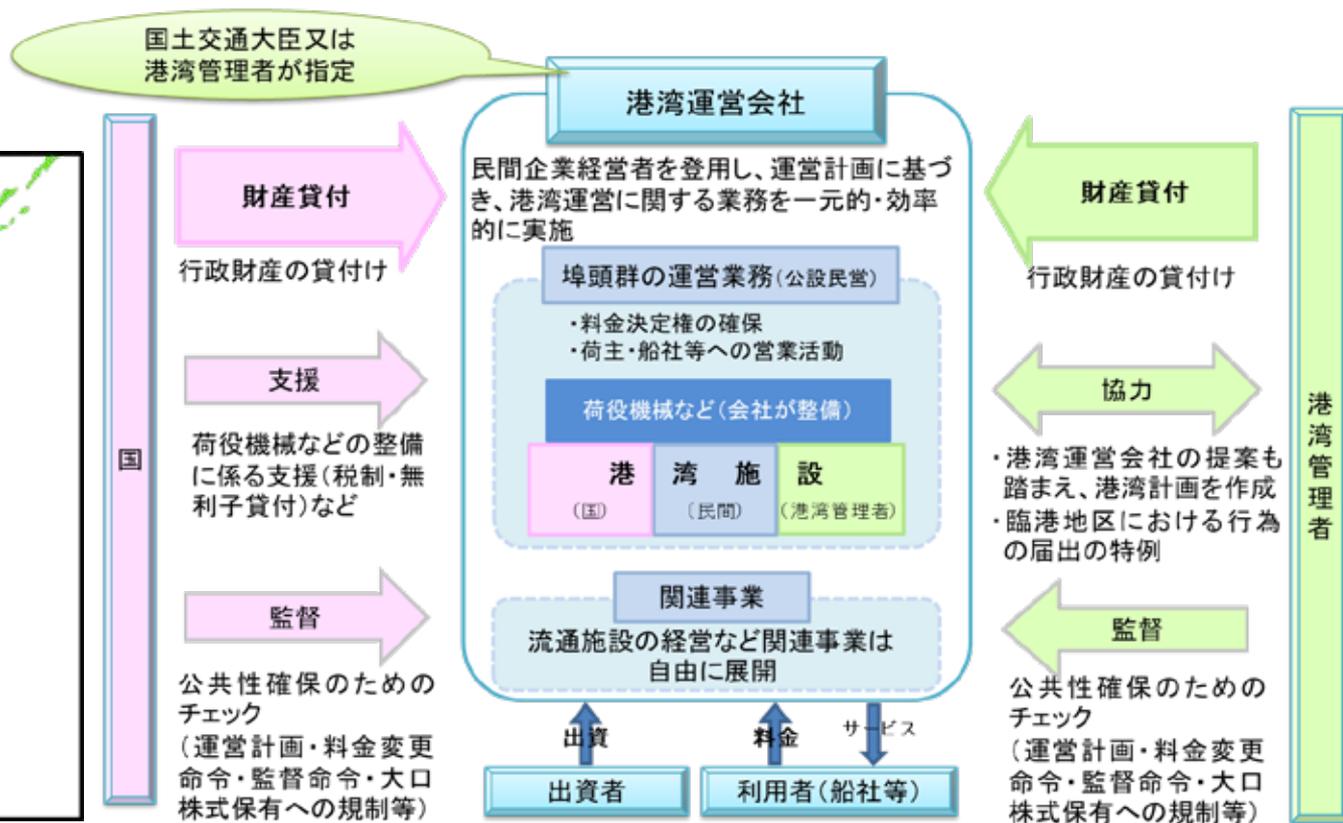
# (参考) 港湾部門におけるその他の取組事例 - 1

## 型 収益事業事例(港湾運営会社)

国土交通大臣又は港湾管理者が指定した**港湾運営会社**が、**行政財産(国・港湾管理者所有の港湾施設)**の貸付けを受け、**民間施設と一体運営する制度**である。

平成23年港湾法改正により制度化し、これまでに12港において「港湾運営会社」を指定している。

港湾運営会社指定港



# (参考) 港湾部門におけるその他の取組事例 - 2

## 型 公的不動産利活用事業事例 (国際旅客船拠点形成港湾)

国際クルーズ拠点として国が指定した港湾において、民間による受入施設整備を促す協定制度等を創設平成29年港湾法改正により制度化し、これまでに官民連携による「国際旅客船拠点形成港湾」として9港を指定。

○現在、公共による岸壁の整備等とともに、**民間による旅客施設等の整備が進められている**ところ。

### <現状>

- ① 急増するクルーズ船の受入施設が不足、貨物ヤードでの旅客受入も発生
- ② クルーズツアーは1年以上前からの販売も多いが、岸壁の優先予約の仕組みがなく、ツアー造成に支障
- ③ 岸壁を長期優先使用できるなら、自ら旅客ターミナルビル等を整備する意欲を持つ船社が出現

### 【新たな制度の概要】

国が指定した港湾において、港湾管理者とクルーズ船社との間で、以下の内容の協定を締結できる制度等を創設。

- ・港湾管理者はクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を認める
- ・船社は旅客施設を整備し、他社の使用も認める

#### 受入拠点の形成を図る港湾を国が指定

- ・岸壁の整備状況、クルーズ船社との連携の度合い、クルーズ旅客の見込み数等を総合的に勘案して、国が指定

#### 港湾管理者がクルーズ拠点の形成計画を作成

- ・将来の外航クルーズ旅客の受け入れ目標、ターミナルビル等の施設の整備概要、官民の役割分担等を含む受入拠点形成計画を港湾管理者が作成  
→計画に基づく工事の許可等の特例を措置

#### 港湾管理者が民間事業者と協定を締結

- ・港湾管理者はクルーズ船社に長期の岸壁優先使用を認める
- ・クルーズ船社等は形成計画に沿って旅客施設を整備するとともに、自社の利用しない日には他社の使用を許容する  
→クルーズ船社等の地位を引き継いだ承継者にも協定の効力が及ぶ規定を創設  
→クルーズ船社等が所有する旅客施設の利用料金が著しく不適切な場合における港湾管理者による変更命令を規定

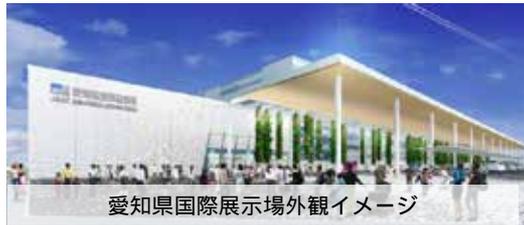
### 国際旅客船拠点形成港



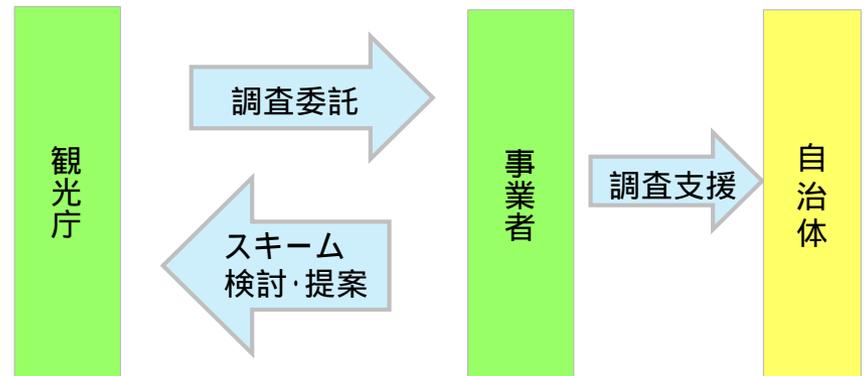
- 我が国のMICE誘致・開催件数を増やすためには利用者ニーズに合わせた施設への設備投資も重要であり、その資金調達手法としてもコンセッション方式の導入は有効な手段。
- 他方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うMICE需要の消失等の影響が長期化しつつあり、MICE施設は厳しい事業環境。
- 観光庁では、MICE施設におけるコンセッション方式導入を検討している自治体に対し専門家を派遣を実施し、独立採算型および混合型コンセッション方式を含む官民連携手法による運営方式の検討を支援し、解決すべき課題等の調査を支援。（令和3年度支援団体 3団体）
- あわせて、自治体担当者を中心としたMICE関係者向けにセミナーを開催し、MICE誘致・開催推進におけるコンセッション方式を含む官民連携手法導入の利点を周知。

<既に契約済みのMICE  
コンセッション事例>

運営権対価  
8.8億円



## 調査事業スキーム

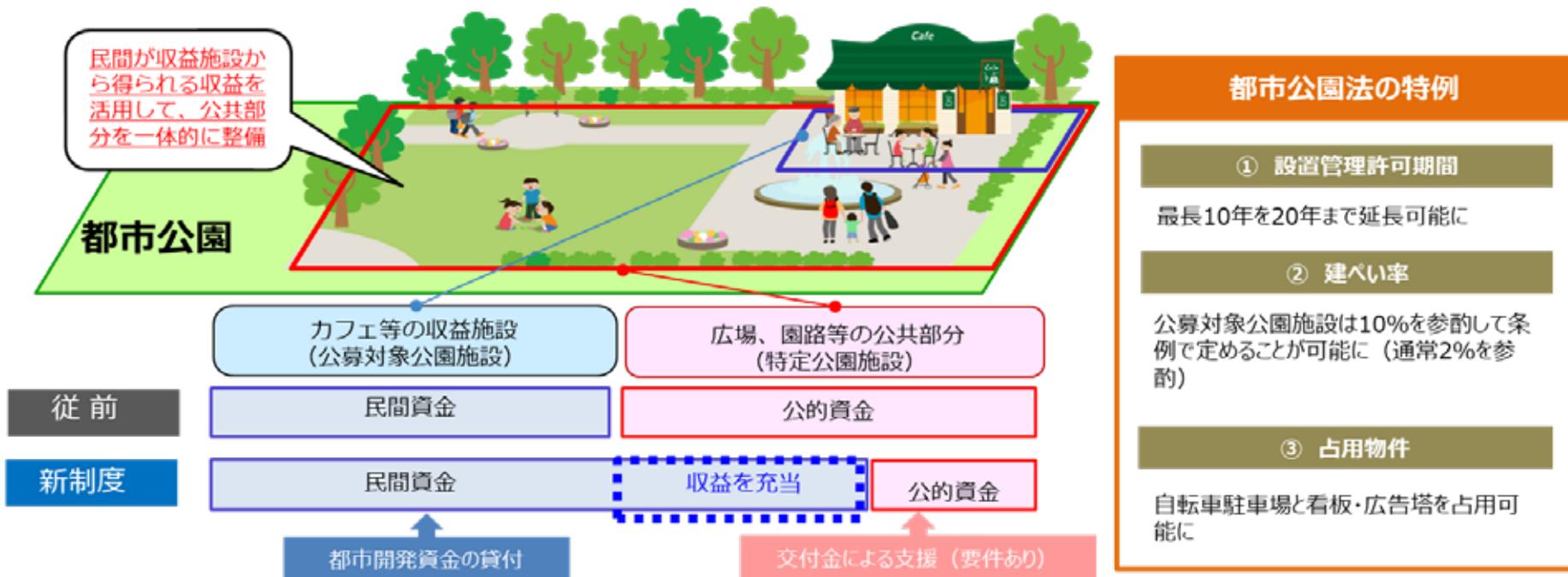


### 【今後の取組方針】

- ・ 令和4年度においても、今後のMICEの動向や地域の声を踏まえつつ、引き続き地方公共団体へ専門家を派遣し、コンセッション方式導入検討支援を継続する予定。

## 2. 都市公園法に基づく公募設置管理制度

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



### Park-PFIの活用によって促される効果

#### 公園管理者側

公共部分の整備に収益を充当させる仕組みが法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される

#### 事業者側

法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる

#### 公園利用者側

公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

## 2. 都市公園法に基づく公募設置管理制度 制度活用の傾向

- Park-PFIは、現在65公園（51自治体、2地整）で活用されており、うち30公園が供用済み
- 飲食系が三大都市圏、地方都市ともに最も多く、宿泊・レクリエーション系は地方都市、複合系は三大都市圏に、比較的多く設置されている傾向

	飲食系	文化・スポーツ系	宿泊・レクリエーション系	複合系	
三大都市圏	豊島区(としまみどりの防災公園) [1.7ha] 京都市(大宮交通公園) [1.8ha] 渋谷区(北谷公園) [0.1ha] 岡崎市(乙川河川緑地他) [27.9ha] 四日市市(中央緑地) [28.5ha] 木更津市(鳥居崎海浜公園) [2.2ha]	北区(飛鳥山公園) [7.4ha] 名古屋市(徳川園) [4.5ha] 豊川市(赤塚山公園) [25.1ha] 我孫子市(手賀沼公園) [4.7ha] 津市(中勢グリーンパーク) [28.3ha]	新宿区(新宿中央公園) [8.8ha] 横浜市(横浜動物の森公園) [103.3ha] 各務原市(学びの森) [4.2ha] 所沢市(東所沢公園) [2.1ha] 渋谷区(恵比寿南一公園) [0.2ha]	岐阜県(ぎふ清流里山公園) [107.7ha] 神戸市(海浜公園) [14ha] 堺市(大仙公園) [38.5ha] 堺市(原池公園) [15.2ha] 近畿地整(国営明石海峡公園) [96.1ha] 愛知県(小幡緑地) [226.9ha] 神奈川県(観音崎公園) [70.4ha]	名古屋市(久屋大通公園) [15.8ha] 堺市(大蓮公園) [15.5ha] 福岡県(大濠公園) [39.8ha] 神戸市(東遊園地) [2.7ha] 東大阪市(花園中央公園) [27.09ha] 平塚市(湘南海岸公園) [58.6ha] 多摩市(多摩中央公園) [11.2ha]
地方都市	北九州市(勝山公園) [20.1ha] 福岡県(天神中央公園) [3.1ha] 和歌山市(本町公園) [1.4ha] 仙台市(榴岡公園) [11.3ha] 盛岡市(木伏緑地) [0.4ha] 別府市(別府公園) [27.3ha] 鹿児島市(加治屋まちの杜公園) [1.4ha] 群馬県(敷島公園) [17.8ha] むつ市(おおみなと臨海公園) [13.8ha]	群馬県(観音山ファミリーパーク) [60.3ha] 福山市(中央公園) [1.6ha] 豊田市(鞍ヶ池公園) [95ha] 山形市(ひばり公園) [0.1ha] 静岡市(城北公園) [6.1ha] 浜松市(万斛庄屋公園) [1.4ha] 茨城県(偕楽園公園) [58.0ha] 加賀市(山代西部公園) [0.3ha]	盛岡市(盛岡城跡公園) [9.2ha] 盛岡市(中央公園) [17.2ha] 越前市(青生中央公園) [13.3ha] 青森市(青い森セントラルパーク) [5.1ha] 久留米市(中央公園) [23.8ha]	恵庭市(漁川河川緑地) [21.7ha] 佐世保市(中央公園) [13.7ha] 別府市(鉄輪地獄地帯公園) [7.4ha] 二子市(金田一近隣公園) [1.8ha] 湯河原町(万葉公園) [19.5ha] 平戸市(中瀬草原) [8.7ha] 九州地整(海の中道海浜公園) [298ha] 富士川町(大法師公園) [6.4ha] むつ市(代官山公園) [1.1ha] 須賀川市(翠ヶ丘公園) [28.34ha] 沖縄市(コザ運動公園) [23.4ha]	北九州市(到津の森公園) [10.6ha] 広島市(中央公園) [42.7ha]

太字は公募対象施設がオープンしている公園 上記の他、約107箇所において活用を検討中

(令和3年4月28日時点・国土交通省調べ)

(事例) 東京都豊島区・としまみどりの防災公園【三大都市圏・飲食系】



Park-PFIで整備したカフェは公園全体を管理する指定管理者が運営



防災機能強化と地域の賑わい創出のため、Park-PFIで設置したカフェの収益の一部を公園整備に還元

(事例) 名古屋市・久屋大通公園【三大都市圏・複合系】



ゾーンごとに様々な物販・飲食・サービス施設を配置



広大な芝生広場を整備

### 【今後の取組方針】

- 制度創設から4年を経過し、導入検討中を含めると現在170以上の公園で活用が進んでいる状況。
- 先行活用事例の取組状況等を、今後Park-PFIに取り組む事業主体にも共有することで、引き続き制度の活用促進を図っていく。

## ○インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援

### 目的

老朽化や技術職員数の減少などインフラの維持管理に係る課題を解決する手段としての官民連携手法の導入可能性や導入に際しての課題やその対応方針を明らかにするため、インフラの維持管理分野に係る官民連携事業の導入検討を行う地方公共団体を支援する。

### 支援対象

国土交通省所管のインフラであって利用料金を徴収しないもの（道路、橋梁、河川、公園等）に係る官民連携事業のうち、以下のいずれかの導入を検討する地方公共団体

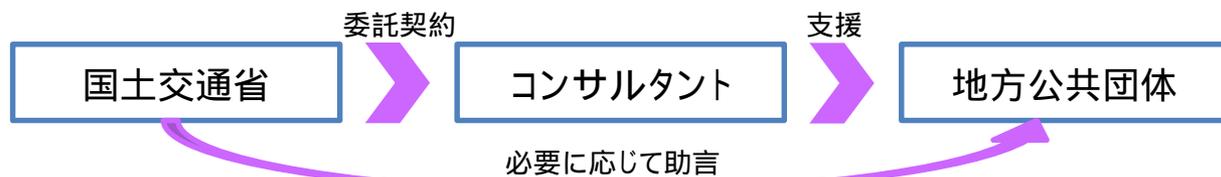
#### 指標連動方式 を活用する事業

PFI契約等（包括的民間委託契約等を含む）のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業を指す。

#### 分野横断のインフラを対象とする包括的民間委託、修繕を含むPFI事業等

### 支援内容

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、官民連携事業を導入するに当たり必要となる調査・検討等を支援する。



#### 【具体的な支援例】

先行事例の研究・整理及び助言  
 対応策・スキームの検討支援  
 法制度・財政制度面等における導入に際しての課題の整理及び解決策の検討支援  
 サウンディングの支援

#### 【今後の取組方針】

○令和4年度においても引き続き「インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」において地方公共団体の検討支援を実施する方針（本年度からの継続支援も含め、6自治体の支援を予定）。

## 4. その他(小規模自治体への支援)

## ○専門家派遣によるハンズオン支援

## 目的

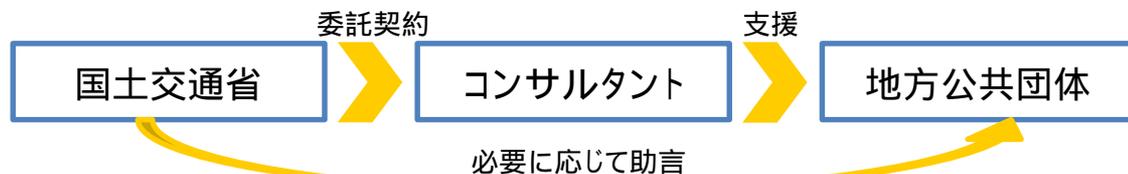
専門家を派遣し、事業スキーム案の検討、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、公募書類作成等事業化に向けて必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行い、当該地方公共団体の案件形成を推進するとともに、地域プラットフォーム等に参画している地方公共団体にその成果を横展開する。

## 支援対象

将来、継続してPPP/PFI事業の導入を検討する意向があり、地域プラットフォーム等に属する人口20万人未満の地方公共団体

## 支援内容

国土交通省が委託契約したコンサルタントを専門家として地方公共団体に派遣し、地方公共団体職員自らが行う事業スキーム案の検討、サウンディングの実施や必要な書類の作成、自立的にPPP/PFIを実施するための体制構築に対してハンズオン支援を行う。



<具体的な支援例>

- ・ 事業スキーム案の検討に対する助言
- ・ 民間事業者への個別ヒアリング、サウンディングの準備・実施支援
- ・ サウンディング等の結果を踏まえた事業スキームの詳細検討に対する助言
- ・ 募集要項等公募資料の作成支援 等

## 【今後の取組方針】

- 支援の過程で得られた、職員自ら検討を進めた際の実務的なポイントや注意点などをまとめ、共有するとともに、来年度以降も、引き続き支援を実施(令和4年度においては、4自治体の支援を予定)。